



# 修郎先生の事件簿3

清水康平

～就労ビザ専門会社の現場から～

大谷 来 月末の入国を予定している。ビザ発行が間に合うかな？

短期就労ビザの取得所要日数は今の状況だとどのくらいなの？

佐生 短期就労ビザも長期就労ビザ同様の手続きが必要になる。まず労働省で就労枠と就労許可証を取得。その手続きに約22営業日。その

大谷 翔平 大変だ、大変だ、鈴木先輩が新たなマシンを持ってインドネシアに長期出張することになった。

佐生 修郎 翔平君、今年も世界製造業コンペに日本代表のメンバーとして出場するんじゃないか。オール・ジャパンの大活躍を期待しているぞ。

大谷 今回は4ヶ月間及び長期出張だ。現場でのマシンの操作確認や執務室に自席を置いてガッツリ仕事を予定だ。短期就労ビザを取ってあげれば良いよね。

佐生 さよう。就労ビザには長期就労ビザ(07〜12ヶ月)と短期就労ビザ(01〜06ヶ月)がある。4ヶ月のプロジェクなら短期就労ビザを申請すれば良い。

## 長期出張者がやってくる？!

大谷 なるほど。就労の対価である給与を受け取らなくてもよいのは安心した。

6ヶ月未満の短期就労/滞在であれば納税義務やBPJS社会保障の加入義務もないよね。

佐生 さよう。183日以上の滞在ではないので納税義務はなし。BPJS社会保障への加入義務は7ヶ月以上なので、6ヶ月では加入義務はない。

大谷 良かった。税金や社会保障の問題って厄介だね。

佐生 BPJSは加入不要だが、代わりに「ASTAKA(Asuransi Tenaga Kerja Asing)」、外国人労働者保険への加入は必須だ。専用サイト(https://astaka.id)から申し込むが、これはあくまで「最低限の保障」。入院保障がメインで、日本人の感覚からすると心許ない。

大谷 ASTAKAを過ぎず、海外旅行者保険にも入っておくよ。短期就労ビザで注意すべき点は他に何かある？

佐生 短期就労ビザの弱点は延長ができないことだ。ITAS(滞在許可証)の期限までに必ずEPO出国しなければならぬ。連続して短期就労ビザを取得することは可能じゃが、就労ビザ発行まで、約3週間はインドネシア国外で待機する必要がある。すぐに就労ビザで入国することができないから注意だ。想定外のことから起きるのがインドネシア。4ヶ月の出張予定であれば、5ヶ月分の就労許可を取得しておくことをお勧めする。

大谷 インドネシアで想定外が起ることは想定内だ。最初から最大枠の6ヶ月で申請して、リスクヘッジしておくよ。

佐生 さらに、短期就労ビザは技術支援者や出張者向けのビザなのだ。定款

後、イミグレ総局でビザを取るのに約5営業日。合わせて約27営業日の時間がかかる。

大谷 ええ、前より延びたね。

佐生 労働省が審査を厳格化しているし、イミグレ局も特別処理をしない方針のようで、スーパーエクスプレス処理をしなくなっているからね。

大谷 国防と国益に適う人か慎重に審査されるのだな。すぐに準備を始めるよ。あ、鈴木先輩はあくまで出張者であり給与は日本本社が支払う。インドネシア側では給与を受取らなく

た。6ヶ月未満の短期就労/滞在であれば納税義務やBPJS社会保障の加入義務もないよね。

佐生 さよう。183日以上の滞在ではないので納税義務はなし。BPJS社会保障への加入義務は7ヶ月以上なので、6ヶ月では加入義務はない。

大谷 良かった。税金や社会保障の問題って厄介だね。

佐生 BPJSは加入不要だが、代わりに「ASTAKA(Asuransi Tenaga Kerja Asing)」、外国人労働者保険への加入は必須だ。専用サイト(https://astaka.id)から申し込むが、これはあくまで「最低限の保障」。入院保障がメインで、日本人の感覚からすると心許ない。

大谷 ASTAKAを過ぎず、海外旅行者保険にも入っておくよ。短期就労ビザで注意すべき点は他に何かある？

佐生 短期就労ビザの弱点は延長ができないことだ。ITAS(滞在許可証)の期限までに必ずEPO出国しなければならぬ。連続して短期就労ビザを取得することは可能じゃが、就労ビザ発行まで、約3週間はインドネシア国外で待機する必要がある。すぐに就労ビザで入国することができないから注意だ。想定外のことから起きるのがインドネシア。4ヶ月の出張予定であれば、5ヶ月分の就労許可を取得しておくことをお勧めする。

大谷 インドネシアで想定外が起ることは想定内だ。最初から最大枠の6ヶ月で申請して、リスクヘッジしておくよ。

佐生 さらに、短期就労ビザは技術支援者や出張者向けのビザなのだ。定款

上で取締役やコミサリスに任命されている場合、短期就労ビザは取得できない。最短でも7ヶ月の長期就労ビザを取らなければならぬ。

大谷 取締役やコミサリスは会社の意思決定・代表・監督に継続的な責任を負う立場だから、インドネシア当局としては、取締役やコミサリスが短期間だけ就労することは想定していないのだね。

佐生 役職ごとに就労の仕方や期間まで当局側の意向や解釈が反映されている。それがインドネシアだとも言えるね。

大谷 ところで、今日の修郎先生はいつもと雰囲気が違うように感じる。

佐生 はっはっは、バレたか。デトックスして体も頭も全てリフレッシュしたのだよ。今回から「修郎先生の事件簿13」の開幕だ。

しみず・こうへい 大谷時代にバンドン工科大への留学を経験。卒業後は姫路市役所に入庁し、公共インフラ整備に携わる。その後、再びインドネシアとの縁に導かれ、2024年12月FPICインドネシア入社(マレーシアのケティングアドバイザー)。兵庫県生まれ、29歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿3」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

佐生 修郎 心得えの条

一 「短期就労ビザ」は技術者や支援者向け。延長が出来ない。取り直しのためには国外待機期間約3週間が必要になる。想定外が起るのがインドネシア。当初から長めの期間を取得しておくよ。

二 「短期就労ビザ」取得のためには、ASTAKA(外国人労働者保険)は加入しなければならぬ。心許ないので、海外旅行者保険にも加入しておくよ。